

●「事業復活支援金」の申請が延長されました。

事業復活支援金における事前確認期限及び申請期限の延長について

事前確認期限：令和4年5月26日（木） → 令和4年6月14日（火）まで

申請期限：令和4年5月31日（火） → 令和4年6月17日（金）まで

支援機関の事前審査は6月14日（火）までです。審査を受けないで「事業復活支援金」を申請することができません。

申請を検討している事業者の方は早急に商工会までご相談ください。

事業復活支援金	新型コロナウイルス感染症の影響で、2021年11月～2022年3月までのいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上減少している事業者に対して、国から支援金が給付されます。
---------	---

●「事業復活支援金」の差額給付申請が公募されました。

事業復活支援金の給付(30%以上50%未満)を受けた中小法人等や個人事業主等に対して、初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の申請を行った日を含む月以降のいずれかの月で、新型コロナウイルスの影響を受けたことにより、基準期間の同じ月と比較して、月間の事業収入等が50%以上減少した月が存在する場合に限り、その月を対象月とした支援金を給付する。

公募期間	2022年6月1日から2022年6月30日
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ●個人事業主 ⇒ 上限額は50万円です。 ●法人事業 <ul style="list-style-type: none"> 法人の売上が1億円以下 上限額は100万円です。 1億円超 5億円以下 上限額は150万円です。 5億円超 上限額は250万円です。
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業復活支援金の初回給付を受けたこと ② 初回給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して30%以上50%未満の減少であったこと ③ 差額給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して50%以上減少していること ④ 差額給付において、月間事業収入の減少が、初回給付の申請を行った時点で予見されなかった新型コロナウイルス感染症影響を受けたことにより、自らの事業判断によらないで生じたものであること ⑤ 差額給付において、対象期間のうち、初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の「申請日」を含む月以降のいずれかの月を対象月とすること

※詳しい内容の相談は、商工会 藤原、新にご相談ください。